

事務連絡  
令和元年 11 月 7 日

各都道府県 災害廃棄物処理担当部（局）長 殿  
農林水産関係部（局）長 殿

林野庁林政部経営課特用林産対策室長  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

林野庁、環境省の連携による菌床培地等の処理に関する留意事項（周知）

令和元年台風 19 号では、各地で河川が氾濫し、きのこ栽培施設が甚大な被害を受けました。また、これにより多くの菌床培地等が水没、腐敗し、災害廃棄物となり、その処理に見通しが立たない状況であるとともに、地域の生活環境や生産再開への影響が懸念されるなど問題が生じています。

このため、今般、別紙のとおり林野庁と環境省の事業の連携により、林野庁の災害復旧支援事業である「林業・木材産業成長産業化促進対策」（以下、「支援事業」という。）を実施するきのこ生産者に対し、集積所まで菌床培地等を撤去する経費を林野庁が支援し、集積所からの処理経費を環境省が支援するスキームを構築することとしました（ただし、一部上場企業等の大企業については、収集から最終処分まで林野庁の支援のみ）。

つきましては、支援事業実施者並びにその者が所在する貴管内市町村に対しまして、周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、その際、集積所については、市町村の環境部局、農業部局、支援事業を実施するきのこ生産者等が調整して決定するよう、併せて周知をお願いいたします。

<連絡先>

農林水産省 林野庁経営課特用林産対策室  
担当：石塚、重光（特用林産指導班）  
TEL：03-3502-8059（直通）

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課  
担当：関山、幡豆（施設第2係）  
TEL：03-5521-8337（直通）